

広島広域公園入口広場等再整備事業

審査基準書

令和8年6月17日

広島市

目 次

1	本審査基準書の位置づけ	1
2	事業者選定の基本的な考え方	1
3	審査委員会の設置	1
4	審査の流れ	2
5	参加資格確認	2
6	提案審査	3
	（1）技術提案書及び提案時参考見積書の確認	3
	（2）技術提案書及び提案時参考見積書の評価	3
7	優先交渉権者の決定	4
8	提案内容の位置づけ	4
表 1	技術提案評価項目	5
表 2	得点化基準	5

1 本審査基準書の位置づけ

本審査基準書は、本市が「広島広域公園入口広場等再整備事業（以下、「本事業」という。）」の事業者を選定するにあたり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するための審査基準を定めるものである。

2 事業者選定の基本的な考え方

広島広域公園再整備計画において、“広域的な交流の場”と位置付けている入口広場に、イベントステージや大型遊具・インクルーシブ遊具を新設するとともに、“地域に愛される公園”と位置付けているピクニック広場の花見広場への改修や緑地へのドッグランの新設を行い、新たなにぎわいや交流の場を創出することとしており、この整備を実現するのにふさわしい設計者及び施工者であることを求める。

設計者及び施工者の選定に当たっては、提案参加者からの技術提案に対する評価を上記の観点から総合的に審査し、本審査基準に定めた方法により算出された評価点の高い者から順に契約交渉権を付与する公募型プロポーザル方式によるものとする。

審査は、参加資格確認と提案審査の二段階で行う。

参加資格確認においては、提出された参加資格書類を本市が確認し、参加資格を有することが確認された者（以下、「参加資格保有者」という。）に対して提案書の提出を求めるものとする。

提案審査においては、参加資格保有者から提出された技術提案書及び提案時参考見積書について、広島広域公園入口広場等再整備事業プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、評価を行い、評価結果に基づき、評価点が最も高い者を優先交渉権者、2番目に高い者を次点交渉権者として決定する。

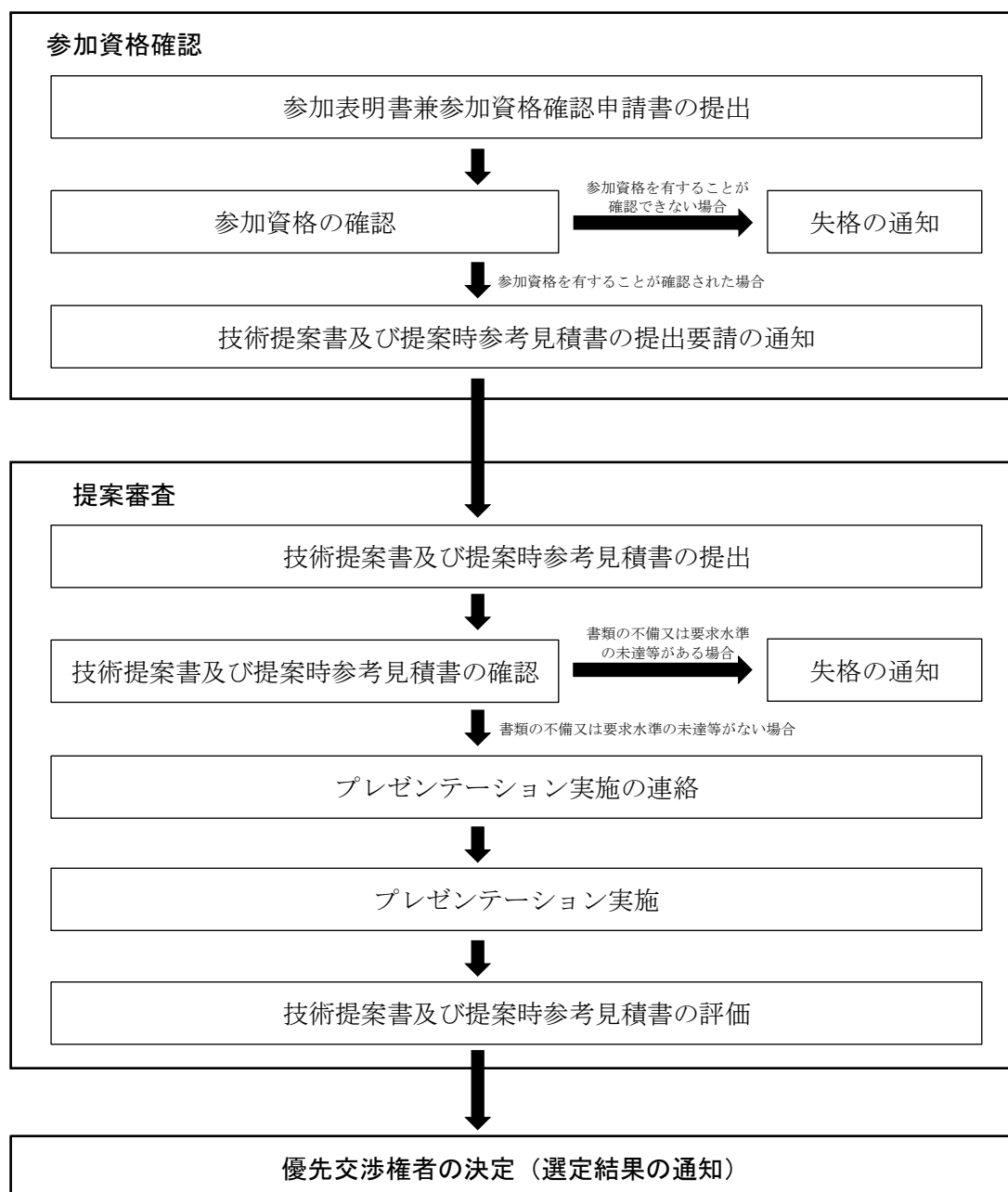
3 審査委員会の設置

審査委員会の体制は、以下のとおりとする。

区分	役職	所属	氏名
市職員	委員長	都市整備局長	なかにし けんや 中西 賢也
	副委員長	都市整備局緑化推進部長	あきやま みほ 秋山 美帆
	委員	都市整備局都市計画担当部長	よこやま たいぞう 横山 太造
	委員	健康福祉局障害福祉部長	ますじま ひろし 升島 博
	委員	こども未来局次長	うえたに みさと 上谷 美聡

なお、提案参加者の構成員等が、審査委員会の委員に対し、審査に関して自己に有利になることを目的として、接触等の働きかけを行った場合、提案参加者は失格とする。

4 審査の流れ



5 参加資格確認

本市は、参加表明書兼参加資格確認申請書及び参加資格に関する書類をもとに、提案参加者が募集要項「7 公募型プロポーザルの参加資格要件等」に記載された参加資格要件を満たすことを確認する。

本市は、参加資格保有者には技術提案書等提出の要請を、参加資格を有することが確認できない場合には、当該提案参加者を失格とする旨を通知する。

なお、必要書類及び提出方法については、募集要項「11 参加表明書兼参加資格確認申請書の提出」による。

6 提案審査

(1) 技術提案書及び提案時参考見積書の確認

参加資格保有者は、期限までに本市に対し技術提案書及び提案時参考見積書（以下、「技術提案書等」という。）を提出すること。

提出書類及び提出方法については、募集要項「15 技術提案書及び提案時参考見積書の提出」による。

本市は、提出された技術提案書等について内容を確認し、書類の不備や明らかに要求水準を満たしていないことが確認された場合には、参加資格保有者を失格とする。

なお、技術提案書等に疑義がある場合には、参加資格保有者に対して、内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

(2) 技術提案書及び提案時参考見積書の評価

提出された技術提案書等について、内容を確認し、以下の要領で評価を行う。

ア 技術提案書等の評価

技術提案評価項目については、表1「技術提案評価項目」に示す評価項目及び評価の視点に基づき、審査委員会が技術提案書の内容について、表2「得点化基準」に従って得点を付与する。

配点ごとに審査委員の平均点を算出し、それらの合計点を評価点とする。

なお、平均点を算出する際の有効桁数は小数点以下第2位とし、小数点以下第3位を四捨五入する。

イ 提案時見積書の確認

提案時参考見積書については、発注資料で示す前提条件が反映されているかを確認する。

なお、提案価格が、募集要項「6 事業費参考価格」に記載する参考価格を上回った場合は、失格とする。

ウ プレゼンテーションの実施

技術提案書等の評価においては、募集要項「16 プレゼンテーションの実施」のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

プレゼンテーションは、提案内容に対する理解を深めることを目的に実施するものであり、評価に関しては事前に提出された技術提案書等の内容において行うものとする。

7 優先交渉権者の決定

本市は、評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

ただし、表1「技術提案評価項目」における評価項目「全体計画」及び「施設計画」の評価点の合計が320点満点中6割未満である者は、選定しないものとする。

なお、評価点が最も高い者が2以上あるときは、くじ引きにより優先交渉権者を選定するものとする。

8 提案内容の位置づけ

原則として、優先交渉権者が提案した技術提案内容は、契約上、要求水準書と同等の位置づけとする。

ただし、施設計画に係る提案のうち、本施設の維持管理・運営に当たり支障が生じることが懸念される内容がある場合は、優先交渉権者の合意のもと、本市は当該技術提案内容の一部を契約上、要求水準書と同等の位置づけとしない場合がある。

また、審査委員会が提示した意見を踏まえて、技術提案内容を改善することが不可欠であると本市が判断し、優先交渉権者との間で合意した場合には、改善した技術提案内容を業務水準とする。

表1 技術提案評価項目

No.	評価項目		具体的な評価項目	枚数	評価の視点	配点				
1	実施体制・取組方針		ア 確実な事業推進が可能な実施体制	2枚以内	実施体制が具体的であり、適切に事業を実施できる体制が取られているか。	20	10			
2			イ 円滑な事業推進が可能な取組方針		全体として統率が取れた事業推進に向けた仕組みが提案されているか。		10			
3	全体計画		ア 広島広域公園の新たな魅力を創出する核となる施設としての計画	1枚以内	計画が広島広域公園再整備計画等を踏まえた計画となっているか。	40	20			
4			イ 配置計画		ゾーニングや動線計画が整備予定地周辺の施設の特性を踏まえるとともに、各々の施設を相互に連携させ、それぞれが生かされる計画となっているか。		20			
5	遊具エリア (児童用遊具エリア)	ア 独自性等を有した大型複合遊具の計画	6枚以内	大型複合遊具に、規模や独自性、独創性が備わり、魅力的な施設となっているか。	280	60	40			
6		イ こどもアンケートの結果の考慮及び安全性に配慮した計画		こどもアンケートの結果が考慮されたニーズの高い遊具が整備されるとともに、安全領域の仕上げなどが安全性に配慮したものとなっているか。			20			
7	遊具エリア (幼児用遊具エリア)	ア 誰もが安心して楽しめる遊び場の計画		年齢や性別、体格や能力に左右されない、誰もが安心して楽しめる遊び場が計画されているか。			60	40		
8		イ こどもや、こどもを見守る親等に配慮した計画		遊具の高温化や夏の日差しに配慮するなど、こどもや、こどもを見守る親等が利用しやすい計画となっているか。				20		
9	イベントエリア	ア 各種イベントに対応できるオープンスペース等の計画		オープンスペースやステージの仕様、配置が、イベント開催時及び非開催時の利用を考慮した計画となっているか。			40	20		
10		イ 周辺施設との回遊性や利用しやすい公園となる計画		回遊性が向上する動線が計画され、多様な利用者にも配慮された計画となっているか。				20		
11	ドッグランエリア	ア 犬と飼い主が楽しむことができる計画		規模や施設が利用しやすく、犬と飼い主が楽しむことができる計画となっているか。			40	20		
12		イ ドッグラン特有の臭い等に対策が講じられ、公園利用者に配慮した計画		ドッグランの特性と公園利用者が共存できる計画となっているか。				20		
13	お花見エリア	ア 芝生広場や休憩施設など、休息できる場所としての計画		快適に花見を楽しめる広場や園路、ゆったりと過ごせるベンチやテーブル等が計画され、憩える場所が計画されているか。			40	20		
14		イ 親子連れに配慮した空間計画		こども達が走り回れたり、ボール遊びができたりするなど、親子で楽しめる計画となっているか。				20		
15	共通事項	ア 効率的で経済的な施設計画		日常的な維持管理が容易に実施できる計画となっているか。			40	10		
16		イ 地域性及び景観・環境等への配慮		地元製品の活用や景観、環境等について配慮された計画となっているか。				10		
17		ウ 暑さ対策に配慮した施設計画		体感温度の低減や熱中症リスクの軽減を図るなど、暑さ対策に配慮された計画となっているか。				10		
18		エ 追加の提案		要求水準書に掲げる施設のほか、独自の提案があり、にぎわいの創出及び利用者の利便性の向上等に資する計画となっているか。				10		
19	設計施工計画			ア 工程計画及び工程遅延防止に関する具体的な方策			1枚以内	設計から工事完了まで全体スケジュールは、市との協議期間などを考慮するなど、適切で実現性のある計画となっているか。	20	10
20				イ 施設利用に配慮した施工計画				工事中の騒音対策や通行禁止区域の設定など、施設利用に配慮した計画となっているか。		10
計				10枚以内				計	360	

※ 以下に該当する者は、選定しないこととする。

- ・ 評価項目「全体計画」及び「施設計画」の評価点の合計が320点満点中6割未満の者

表2 得点化基準

評価	評価内容	点数
A	極めて優れた内容である。	配点×1.00
B	十分な内容である。	配点×0.75
C	必要最低限の内容は満たしている。	配点×0.50
D	やや不十分な内容である。	配点×0.25
E	不十分な内容である。	配点×0.00